

処方・調剤・保険請求の

# Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、  
医師または患者さんに聞かれて困ったこと、  
医師に疑義照会して対応したが  
いまいち納得できないこと、ありませんか？  
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。  
ご質問をお寄せください。  
「質問の募集」要項は65頁にあります。  
なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。  
電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。  
また、特殊なケースの質問は  
採用されないこともありますので予めご了承ください。

**Q1** ニコチンパッチ製剤が薬価基準に収載  
されましたが、保険調剤に当たり、注  
意しなければならない点がありますか。(匿名希望)

**A1** 保険処方せんによりニコチンパッチ製剤(商  
品名「ニコチネルTTS」)を調剤する場合に  
は、処方せんの備考欄に「ニコチン依存症管理料の算定  
に伴う処方である」と記載されていることを確認する必  
要があります。

「ニコチネルTTS」は要処方せん医薬品であり、これま  
で、すでに自費の処方せんにより調剤されてきました。  
今回、平成18年度診療報酬改定において医科点数表に  
「ニコチン依存症管理料」が新設されたことに伴い、製薬  
企業から薬価基準収載に係る申請が行われ、2006年6月1  
日より保険適用となっています(2006年5月24日の中央  
社会保険医療協議会にて了承)。

ただし、ニコチネルTTSの算定に当たっては、医科点  
数表の「ニコチン依存症管理料」を算定している患者に  
限られています。そのため、処方せんにより投薬する場  
合には、処方医は処方せんの備考欄に「ニコチン依存症  
管理料の算定に伴う処方である」と記載しなければなら  
ないことになっています。

また、薬価収載から1年未満の新医薬品の場合、14日  
分の投与制限が設けられていますが、当該医薬品につい

ては、「禁煙治療のための標準手順書」(2006年3月、日本  
循環器学会・日本肺癌学会・日本癌学会)に基づく医師の  
指導・管理の下で、12週間に5回行われる禁煙指導に用  
いられることから、「特例的に当該14日の投薬期間制限  
には服しないもの」として取り扱うことが認められてい  
ます(2006年6月1日・保医発第0601001号、厚生労働省  
保険局医療課長通知)。

したがって、保険薬局が保険処方せんによりニコチネル  
TTSを調剤する場合には、以上の2点について確認するこ  
とが必要です。もし、受け付けた処方せんが保険扱いで  
あるにもかかわらず、備考欄に「ニコチン依存症管理料  
の算定に伴う処方である」と記載されていなかった場合  
には、処方医へ疑義照会するなどの対応が求められます。

なお、自費扱いの処方せんについては、従来通りの取  
り扱いで構いません。

**Q2** 一部負担金を支払ってくれない患者が  
いて困っています。何度も催促してい  
るのですが、なかなか支払ってくれそうにもあり  
ません。このような場合、どうすればよいのでしょ  
うか。(匿名希望)

**A2** いくら催促しても一部負担金を支払ってく  
れないような場合には、その患者が加入し

Q  
&  
A

ている保険者に相談してみるのも1つの方法です。

保険医療機関または保険薬局から療養の給付を受ける場合、当該診療または調剤にかかった費用のうち、患者は定められた割合(通常3割)を一部負担金として支払わなければなりません(健康保険法第74条)。しかし、残念なことに、中には一部負担金を支払ってくれない患者もいるようです。そのような場合、保険医療機関や保険薬局としては、直接患者から徴収するよう努力するしか方法はありません。ただし、あまりにも患者が支払いに応じてくれないような場合には、法律の規定により、保険医療機関または保険薬局からの請求に基づき、保険者はこれを処分することができるものとされています(表)。

保険者への処分の請求については、あくまでも保険薬局としてその患者から一部負担金の支払いを受け取るべく十分努力したことが前提ですが、悪質なケースなどについては、保険者に相談してみるのも1つの方法でしょう。

Q  
&  
A



表 一部負担金に係る保険者による処分について

## 健康保険法

(一部負担金)

**第74条** 第63条第3項の規定により保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 1 次号又は第3号に掲げる場合以外の場合 100分の30
- 2 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 100分の10
- 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 100分の20

**2** 保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

## 国民健康保険法

(療養の給付を受ける場合の一部負担金)

**第42条** 第36条第3項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第45条第2項又は第3項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

- 1 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の3
- 2 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2
- 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1
- 4 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。)について政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるとき 10分の2

**2** 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第2項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。